

議案第72号

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成19年6月11日提出

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例（昭和46年川崎市条例第10号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 雑則（第29条～第32条）」

を

「第4章 地域リハビリテーションセンター

第1節 通則（第29条）

第2節 百合丘障害者センター（第30条～第36条）

第3節 百合丘日中活動センター（第37条～第45条）

第4節 百合丘地域生活支援センター（第46条～第63条）

第5章 雑則（第64条～第67条）」

に改める。

第3条第1項中「及びリハビリテーション医療センター」を「、リハビリテーション医療センター及び地域リハビリテーションセンター」に改め、同条に次の1項を加える。

4 地域リハビリテーションセンターの名称は、次の表のとおりとし、地域リハビリテーションセンターは、同表の施設の欄に掲げる施設をもって構成する。

名 称	施 設
川崎市北部リハビリテーションセンター	(1) 百合丘障害者センター (2) 百合丘日中活動センター (3) 百合丘地域生活支援センター

第5条第1号中「業務」の次に「（以下「知的障害者更生相談所業務」という。）」を加え、同条第2号中「業務」の次に「（以下「身体障害者更生相談所業務」という。）」を加える。

第22条の4第1号中「生活介護」の次に「（以下「生活介護」という。）」を加える。

第22条の8第2号中「自立訓練」の次に「（以下「自立訓練」という。）」を加える。

第23条第1号中「この章において」を削る。

第27条の8第4号中「業務」の次に「（以下「地域活動支援センター業務」という。）」を加える。

第4章中第32条を第67条とし、第29条から第31条までを35条ずつ繰り下げ、同章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

#### 第4章 地域リハビリテーションセンター

##### 第1節 通則

(北部リハビリテーションセンター)

第29条 川崎市北部リハビリテーションセンターは、川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2に置く。

#### 第2節 百合丘障害者センター

(業務)

第30条 百合丘障害者センターは、次の業務を行う。

- (1) 知的障害者更生相談所業務
- (2) 身体障害者更生相談所業務
- (3) 精神保健福祉法第6条第2項第1号、第2号及び第5号に掲げる精神保健福祉センターとしての業務
- (4) 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関すること。
- (5) 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関すること。
- (6) 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関すること。
- (7) 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関すること。
- (8) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第31条 市長は、法人その他の団体であって次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に百合丘障害者センターの管理を行わせる。

- (1) 百合丘障害者センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、百合丘障害者センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った百合丘障害者センターの管理を安定して行う

能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第32条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、百合丘障害者センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第33条 指定管理者は、障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する業務その他の百合丘障害者センターの管理のために必要な業務（第30条第1号から第3号までに掲げる業務を除く。）を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第34条 百合丘障害者センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。

ただし、市長（指定管理者が行う業務に係る施設にあつては、指定管理者。以下この節において同じ。）は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用者)

第35条 百合丘障害者センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住する障害者及びその介護者で、専門的な相談、診断等及び指

導等を必要とするもの

(2) その他市長が百合丘障害者センターの利用を認めた者

(利用の制限)

第36条 市長は、百合丘障害者センターを利用している者が、管理上特に支障があると認めるときは、その利用を拒むことができる。

### 第3節 百合丘日中活動センター

(業務)

第37条 百合丘日中活動センター（以下「百合丘活動センター」という。）

は、次の業務を行う。

- (1) 生活介護に関すること。
- (2) 自立訓練に関すること。
- (3) 法第5条第14項に規定する就労移行支援に関すること。
- (4) 法第5条第15項に規定する就労継続支援に関すること。
- (5) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第38条 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に百合丘活動センターの管理を行わせる。

- (1) 百合丘活動センターの管理を行うに当たり、利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が、百合丘活動センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った百合丘活動センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第39条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、百合丘活動センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第40条 指定管理者は、生活介護に関する業務その他の百合丘活動センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日)

第41条 百合丘活動センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。

ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前8時30分から午後5時まで
休所日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用者)

第42条 百合丘活動センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第19条第1項に規定する支給決定（第37条第1号から第4号までに掲げる業務に係るものに限る。）を受けた者
- (2) 身体障害者福祉法第18条第1項の規定により措置された者
- (3) 知的障害者福祉法第15条の4の規定により措置された者

(4) その他指定管理者が百合丘活動センターの利用を認めた者

(利用料金)

第43条 百合丘活動センターにおいて指定障害福祉サービスを受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、次に掲げる額を合算した額とする。

(1) 法第29条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額

(2) 食事の提供に要する費用として指定管理者が市長の承認を得て定める額

3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第44条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第45条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、百合丘活動センターの利用を拒むことができる。

(1) 利用者が定員に達したとき。

(2) 利用料金を滞納したとき。

(3) 管理上特に支障があると認めるとき。

#### 第4節 百合丘地域生活支援センター

(業務)

第46条 百合丘地域生活支援センター（以下「百合丘支援センター」という。）は、次の業務を行う。

(1) 相談支援に関すること。

(2) 地域活動支援センター業務

(3) 市民相互の交流を促進するために施設（別表に掲げる施設に限る。以下

この節において「施設」という。) を利用に供すること。

(4) その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者)

第47条 市長は、法人その他の団体（法人以外の団体にあつては、市長が定める要件に該当するものに限る。）であつて次の要件を満たすものとしてその指定するもの（以下この節において「指定管理者」という。）に百合丘支援センターの管理を行わせる。

(1) 百合丘支援センターの管理を行うに当たり、市民の平等な利用が確保できること。

(2) 事業計画書の内容が、百合丘支援センターの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った百合丘支援センターの管理を安定して行う能力を有すること。

2 前項の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の指定をしたときは、その旨を告示する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第48条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、百合丘支援センターの管理を行わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第49条 指定管理者は、相談支援に関する業務その他の百合丘支援センターの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(利用時間及び休所日等)

第50条 百合丘支援センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。

ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用時間を変更

し、又は臨時に開所し、若しくは休所することができる。

利用時間	午前9時から午後8時まで
休所日	12月29日から翌年の1月3日までの日

- 2 第46条第1号及び第2号に掲げる業務（以下「生活支援事業」という。）の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、これらを変更することができる。

実施日	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日
実施時間	午前10時から午後8時まで

（生活支援事業の利用者）

第51条 生活支援事業を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 計画作成対象障害者等
- (2) 市内に居住する障害者で日常生活の支援を必要とするもの
- (3) その他指定管理者が百合丘支援センターの利用を認めた者

（利用許可）

第52条 第46条第3号に掲げる業務（以下「交流促進事業」という。）において百合丘支援センターの施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（生活支援事業の利用料金）

第53条 百合丘支援センターにおいて指定相談支援を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 前項の利用料金の額は、法第32条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額とする。
- 3 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

（交流促進事業の利用料金）

第54条 第52条の許可を受けた者（以下この節において「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第55条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、第53条第1項及び前条第1項の利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の返還）

第56条 既に支払われた第54条第1項の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

（利用の制限）

第57条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、生活支援事業における百合丘支援センターの利用を拒むことができる。

- (1) 利用料金を滞納したとき。
- (2) 管理上特に支障があると認めるとき。

（利用許可の制限）

第58条 指定管理者は、管理上支障があるとき、その他施設の利用を不適當であると認めるときは、第52条の許可をしない。

（利用許可の取消し等）

第59条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、第52条の許可を取り消し、又は施設の利用を制限し、若しくは停止

することができる。

- (1) 利用の目的に反したとき。
- (2) 秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。
- (4) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (5) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(施設の変更禁止)

第60条 利用者は、施設を利用する場合において、これを模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡の禁止)

第61条 利用者は、施設を利用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(原状回復)

第62条 利用者は、施設の利用を終了し、又は第52条の許可を取り消され、若しくは施設の利用を制限され、若しくは停止されたときは、直ちにその施設を原状に回復し、又は返還しなければならない。

(取消し等による損害の責任)

第63条 市及び指定管理者は、第59条第5号に該当する場合を除き、第52条の許可の取消し又は施設の利用の制限若しくは停止によって利用者に生じた損害については、その責めを負わない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第46条、第54条関係）

交流促進事業施設利用料

種 別		金 額				
		午 前	午 後	夜 間	全 日	
		9 時～12 時	1 時～ 4 時	5 時～ 8 時	9 時～ 8 時	
会議室	区画しない場合	3,300円	3,300円	3,300円	9,900円	
	区画 する 場合	会議室 1	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
		会議室 2	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
		会議室 3	1,300円	1,300円	1,300円	3,900円

備考 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の 1 時間当たりの額（10 円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第 4 章中第 3 2 条を第 6 7 条とし、第 2 9 条から第 3 1 条までを 3 5 条ずつ繰り下げ、同章を第 5 章とし、第 3 章の次に 1 章を加える改正規定（第 3 1 条第 2 項及び第 3 項、第 3 8 条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 7 条第 2 項及び第 3 項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

北部リハビリテーションセンターを新設するため、この条例を制定するものである。

